

### 配置技術者の直接的かつ恒常的雇用関係を証明する書類

配置技術者の雇用が条件となる入札への参加申請を行う場合は、以下の雇用関係の証明となるいずれかの書類の写しを提出してください。

#### 1. 法人事業所の役員・従業員又は従業員5人以上の個人事業所の専従者・従業員の場合

	証明書類	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上
1	健康保険被保険者証	○	○	
2	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	○	※1	※1
3	雇用保険被保険者証【雇用保険法施工規則様式第7号】	※2	※3	
4	国家資格者等及び監理技術者一覧表【建設業法許可申請様式11号の2】 ※許可機関の受付印があるもの	○	○	○
5	監理技術者証	○	○	○
6	技術職員名簿【建設業法施工規則別記様式第25号の11】 ※審査機関の受付印のあるもの	○	○	○
7	(1)後期高齢者医療制度被保険者証 (2)住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用) 又は住民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)			(1)(2)の両方

○：該当

※1：厚生年金の高齢任意加入被保険者のみ該当

※2：事業主・役員などの非該当者あり

※3：高年齢継続被保険者のみ該当

## 2. 従業員5人未満の個人事業所の専従者・従業員の場合

	証明書類	65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上
1	健康保険被保険者証(任意加入の場合)	○	○	
2	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(任意加入の場合)	○	※1	※1
3	雇用保険被保険者証【雇用保険法施工規則様式第7号】	※2	※3	
4	国家資格者等及び監理技術者一覧表【建設業法許可申請様式11号の2】	○	○	○
5	監理技術者証	○	○	○
6	技術職員名簿【建設業法施工規則別記様式第25号の11】 ※審査機関の受付印のあるもの	○	○	○
7	専従者の場合 (1)国民健康保険被保険者証 (2)個人事業主の確定申告 ※事業専従者に関する事項に氏名等の記載があり、所轄税務署の受付印があるもの。	(1)(2) の両方	(1)(2) の両方	
8	従業員の場合 (3)国民健康保険被保険者証 (4)住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用) 又は住民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)	(3)(4) の両方	(3)(4) の両方	
9	(5)後期高齢者医療制度被保険者証 (6)住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)又は住民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)			(5)(6) の両方

○：該当

※1：厚生年金の高齢任意加入被保険者のみ該当

※2：事業主・役員などの非該当者あり

※3：高年齢継続被保険者のみ該当